

中小事業主掛金納付制度の手引き



国民年金基金連合会

内容

1 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+(イデコプラス))の概要.....	4
(1) 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+(イデコプラス))とは.....	4
(2) iDeCo+(イデコプラス)を実施できる事業主の要件.....	4
(3) 中小事業主掛金の拠出方法.....	4
(4) 中小事業主掛金の額.....	5
(5) 中小事業主掛金の納付方法.....	5
(6) その他.....	5
2 iDeCo+(イデコプラス)の実施までの流れ.....	7
2.1 導入の検討.....	7
【検討事項 1】 中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主の要件を満たしているか.....	7
【検討事項 2】 いつから制度を実施(拠出を開始)するか.....	7
【検討事項 3】 拠出対象者の資格範囲を定めるか.....	8
【検討事項 4】 加入者に拠出する中小事業主掛金の額を一人当たりいくらにするか.....	8
【検討事項 5】 資格範囲が特定の者に不当に差別的なものではないか.....	9
【検討事項 6】 制度実施後に発生する加入者の増減や加入者の氏名変更の届出、毎年1回の現況報告のための事務体制が整っているか.....	9
2.2 労使協議・合意.....	9
【事業主が行う準備等 1】.....	9
【事業主が行う準備等 2】.....	10
2.3 拠出対象者の同意.....	11
【事業主が行う準備等】.....	11
2.4 届出書類の作成・提出.....	11
2.4.1 資格範囲を一定の資格(職種・勤続期間)で定めない場合.....	11
【届出書類】.....	11
【必要部数と送付状】.....	12
【提出期限】.....	12
【提出先(送付先)】.....	12
2.4.2 資格範囲を一定の職種で定める場合.....	13
【届出書類】.....	13
【必要部数と送付状】.....	14

【提出期限】.....	14
【提出先(送付先)】.....	14
2. 4. 3 資格範囲を一定の勤続期間で定める場合	14
【届出書類】.....	15
【必要部数と送付状】.....	16
【提出期限】.....	16
【提出先(送付先)】.....	16
3 iDeCo(イデコプラス)の開始.....	17
【事業主の確認事項】.....	17
4 毎年1回の現況届.....	18
【事業主の確認事項】.....	18
5 iDeCo+(イデコプラス)の変更手続き.....	19
5. 1 拠出対象者の氏名、性別、生年月日または基礎年金番号の変更	19
【届出書類】.....	19
【必要部数と送付状】.....	19
【提出期限】.....	20
【提出先(送付先)】.....	20
5. 2 掛金の拠出タイミングの変更.....	20
【届出書類】.....	20
【必要部数と送付状】.....	21
【提出期限】.....	21
【提出先(送付先)】.....	21
5. 3 拠出対象者の増減に伴う変更.....	21
【届出書類】.....	21
【必要部数と送付状】.....	22
【提出期限】.....	23
【提出先(送付先)】.....	23
5. 4 拠出対象者の中小事業主掛金の額の変更.....	23
【届出書類】.....	23
【必要部数と送付状】.....	24
【提出期限】.....	24
【提出先(送付先)】.....	25
5. 5 資格の内容や範囲を変えずに事業主掛金額の変更.....	25
【届出書類】.....	25
【必要部数と送付状】.....	27
【提出期限】.....	27

【提出先(送付先)】	27
5.6 一定の資格(職種・勤続期間)で定める資格範囲の新設・変更	27
【届出書類】	27
【必要部数と送付状】	28
【提出期限】	28
【提出先(送付先)】	29
6 iDeCo+(イデコプラス)の終了手続き	30
【届出書類】	30
【必要部数と送付状】	31
【提出期限】	31
【提出先(送付先)】	31

1 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+(イデコプラス))の概要

(1) 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+(イデコプラス))とは

- ・ iDeCo(個人型確定拠出年金)は、加入者本人が掛金を拠出することとなっていますが、iDeCo に加入している従業員を使用していて、一定の要件を満たしている事業主が、必要な手続き等を行って、従業員の加入者掛金に中小事業主が掛金を上乗せして拠出すること(iDeCo+(iDeCo プラス))が可能です。
- ・ iDeCo+(イデコプラス)の実施に当たっては、事前の必要な手続きを含め、詳細なルールがございます。中小事業主のみなさまにおかれましては、以下の(2)~(7)の内容を十分ご確認いただいた上で導入をご検討ください。

(2) iDeCo+(イデコプラス)を実施できる事業主の要件

- ・ iDeCo+(イデコプラス)を実施できる事業主の要件は、次のとおりです。
 - ① 従業員(第1号厚生年金被保険者)が300人以下であること。
 - ② 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金のいずれも実施していないこと。
 - ③ 従業員の過半数で組織する労働組合または、従業員の過半数を代表する従業員に、iDeCo+(イデコプラス)を実施することについて同意(労使合意)を得ること。

(3) 中小事業主掛金の拠出方法

- ・ iDeCo+(イデコプラス)は、iDeCo に加入している従業員の加入者掛金に、中小事業主掛金を上乗せして拠出する仕組みとなっています。したがって、中小事業主掛金を上乗せして拠出する従業員は、iDeCo の加入者で、加入者掛金を拠出している必要があります。iDeCo の加入者とならない従業員に対して、中小事業主掛金のみを拠出することはできません。
- ・ 中小事業主は、中小事業主掛金を上乗せして拠出する従業員について、一定の資格(職種、勤続期間)を定めることができます。詳細は、「2. iDeCo+イデコプラス実施までの流れ」をご確認ください。

(4) 中小事業主掛金の額

- ・ 中小事業主掛金の額は、従業員が加入者掛金を毎月定額で拠出している場合、従業員の加入者掛金と合計して、月額 5,000 円以上 23,000 円以下となるよう、1,000 円単位で決めていただきます。(事業主掛金額も加入者掛金もそれぞれ月額 1,000 円以上 22,000 円以内の範囲で決める必要があります。)
- ・ 従業員が加入者掛金を月別指定(年単位)で拠出している場合は、この 1 年(12 ヶ月)を従業員の方が任意に区分し、年間の拠出月(年 1 回以上の拠出が必要)を決めていただきます(この任意に区分した期間を「拠出区分」といいます)。年間の事業主掛金と加入者掛金の合計額が「納付月数×5,000 円」以上「納付月数×23,000 円」以内となるように 1,000 円単位で決めていただきます。なお事業主掛金の納付月と加入者掛金の納付月を一致させた上で、12 月の納付月は必ず掛金の引落があるように指定が必要です。
- ・ 中小事業主掛金の額は、基本的に、拠出対象者全員が同額となるように決定します。例外的に、資格(注)ごとに掛金額を設定することも可能ですが、特定の者について不当に差別的なものであってはなりません。

(注)「資格」は、拠出対象者の一定の資格(職種、勤続期間)のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。

(5) 中小事業主掛金の納付方法

- ・ 中小事業主が、加入者掛金を納付する時期と同じ時期に、加入者掛金と中小事業主掛金を取りまとめて納付(注)します。

(注)「事業主払込」といいます。具体的には加入者の給与から掛金の天引きを行った上で、事業所が掛金の納付を行います

- ・ 従業員が加入者掛金を月別指定(年単位)で拠出している場合は、月ごとに事業主掛金の納付合計額も異なりますので、中小事業主は、従業員の加入状況・加入者掛金額等を把握する必要があります。中小事業主掛金の納付パターン(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/small_ownership_pattern.pdf)を参照のうえ、ご検討ください。)
- ・ 加入者掛金、中小事業主掛金ともに、前納及び追納はできません。

(6) その他

- ・ 加入者掛金と中小事業主掛金の税制上の取扱いは、それぞれ次のようになります。

加入者掛金：小規模企業共済等掛金控除として、本人の所得から控除できます。

中小事業主掛金：企業が負担する支出として、損金に算入できます。

- 必要な手続きの詳細や届出書類は、「2. 中小事業主掛金納付制度の実施までの流れ」をご確認ください。

[1の最初へ](#) / [トップへ](#)

2 iDeCo+(イデコプラス)の実施までの流れ

2.1 導入の検討

- ・ 事業主は、次のことを確認し、実施可能か十分に検討します。

【検討事項 1】 中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主の要件を満たしているか。

(1) 実施要件

- ① 従業員(使用する第1号厚生年金被保険者)が 300 人以下であること。
- ② 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金のいずれも実施していないこと。
- ③ 従業員の過半数で組織する労働組合または、従業員の過半数を代表する従業員に、中小事業主掛金を実施することについて同意(労使合意)を得ること。

(2) 拠出対象者

- 第1号厚生年金被保険者(注)のうち、加入者掛金を事業主払込で納付する iDeCo 加入者が対象となること。

(注)民間企業に勤務する従業員で厚生年金保険の被保険者である者のことです。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 同一の事業主が2以上の厚生年金適用事業所において第1号厚生年金被保険者を使用する場合は、その合計が 300 人以下である必要があります。
- ・ iDeCo の加入者にならなければ、拠出対象者になりません。

【検討事項 2】 いつから制度を実施(拠出を開始)するか。

(ポイントや留意事項等)

- ・ ご希望の中小事業主掛金の拠出開始予定年月の前月 20 日(初回引落予定月の前々月 20 日)までに、iDeCo(イデコプラス)の導入に必要な書類を全て準備し、提出を終えている必要があります。余裕をもった導入スケジュールを組んでいただくようお願いいたします。
- ・ 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を開始できないことがありますので、ご注意ください。

【検討事項 3】 拠出対象者の資格範囲を定めるか。

- (1) 資格範囲を定めない場合、iDeCo に加入している従業員全員が拠出対象者となります(原則的取扱い)。
- (2) 資格範囲を定める場合、一定の職種(注1)や一定の勤続期間(注2)に基づいて定めてください(例外的取扱い)。

(注1)「職種」とは、総合職、一般職、営業職、事務職などを指し、部長、課長などの役職のことではありません。

(注2)「勤続期間」とは、勤続年数のことです。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 資格範囲を一定の職種に基づいて定める場合： 総合職、一般職、営業職、事務職などの職種に属する従業員の給与や退職金等の労働条件が、他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されていることを、労働協約や就業規則などで証明する必要があります。
- ・ 資格範囲を一定の勤続期間に基づいて定める場合： いわゆる勤続年数であり、当該事業所に使用されている期間のことで、「勤続期間〇年未満」や「勤続期間〇年以上」のように定めることができます。

【検討事項 4】 加入者に拠出する中小事業主掛金の額を一人当たりいくらにするか。

- (1) 中小事業主掛金の額 1,000 円～22,000 円/月の範囲で設定し、加入者掛金額との合計が、5,000 円～23,000 円/月となるようにします。
- (2) 資格範囲の掛金額 中小事業主掛金の額は、拠出対象者全員が同額となるように決定します(原則的取扱い)。資格※ごとに掛金額を設定することも可能です(例外的取扱い)。

※「資格」は、拠出対象者の一定の資格(職種、勤続期間)のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 中小事業主掛金の額及び加入者掛金の額は、1,000 円単位で決めてください。
- ・ 加入者掛金を 0 円とすることはできませんが、中小事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。
- ・ 資格範囲を定める場合は、勤続期間 10 年未満 5,000 円/月、勤続期間 10 年以上 10,000 円/月のように、資格範囲が異なれば、中小事業主掛金の額が異なっても構いません。

【検討事項 5】 資格範囲が特定の者に不当に差別的なものではないか。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 「一定の職種」又は「一定の勤続期間」以外の資格で中小事業主掛金の拠出対象者を限定することは、特定の者に不当に差別的であるとみなされるため、中小事業主掛金納付制度の導入は認められません。
- ・ iDeCo に加入していないことにより中小事業主掛金が拠出されないことは、中小事業主掛金納付制度としては、不当に差別的な取り扱いとはなりません。

【検討事項 6】 制度実施後に発生する加入者の増減や加入者の氏名変更の届出、毎年1回の現況報告のための事務体制が整っているか。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 導入後は、新規採用した従業員に中小事業主掛金の拠出を開始する場合、退職した従業員の中事業主掛金の拠出を停止する場合など、様々な届出を速やかに行う必要があります。
- ・ 事前に必要な手続をご確認いただき、中小事業主掛金納付制度の導入後、毎月定期的に社内の事務処理を行うことが可能かよくご検討ください。

[2.1](#)の最初へ / [トップ](#)へ

2.2 労使協議・合意

【中小事業主が行う準備等 1】

- 事業主は、労使協議のために、次のことを行う必要があります。
 - ① 労働者側に提案する資料の作成・準備。
 - ② 過半数の代表となる第1号厚生年金被保険者※（過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合を含みます。以下同じ。）に対して、労使協議の日程を調整。
 - ※ 過半数の代表となる第1号厚生年金被保険者の要件
下記の①②のいずれにも該当する者でなければなりません。
 - ①管理・監督の地位にある者でないこと。
 - ②労使協定の締結等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

【中小事業主が行う準備等 2】

- 事業主は、過半数の代表となる第1号厚生年金被保険者に対し、中小事業主掛金納付制度の実施について提案・協議を行います。
- 過半数の代表となる第1号厚生年金被保険者は、提案内容に同意できれば、労使合意の手续として、次の書類の同意書部分に記入し、事業主に提出します。
「中小事業主掛金納付開始届（様式 K-320）」

（ポイントや留意事項等）

- ・ iDeCo に加入しない従業員には、中小事業主掛金を拠出することができない旨を労使協議でお伝えください。
- ・ iDeCo に加入しない従業員への対応が必要と考える場合は、その点についても労使協議でご検討ください。
- ・ iDeCo に加入していない従業員が、中小事業主掛金納付制度の開始当初から中小事業主掛金の拠出対象者となることを希望する場合は、iDeCo の加入手続を完了させておく必要がある旨を労使協議でお伝えください。
- ・ 中小事業主掛金納付制度の開始時点で、iDeCo の加入者にならないことにより中小事業主掛金の拠出対象者になっていない従業員に関しても、当該従業員が iDeCo の加入者となり、中小事業主が「中小事業主掛金対象者登録届」を提出していただくことにより、途中から中小事業主掛金の拠出対象者となることができます。
- ・ 加入者掛金の払込方法が「個人払込」の従業員がいる場合は、中小事業主掛金納付制度が始まる前に払込方法を「事業主払込」に変更する手続が必要になる旨を労使協議でお伝えください。
- ・ 中小事業主掛金納付制度の開始時点で、加入者掛金の払込方法が「個人払込」となっていることにより中小事業主掛金の拠出対象者になっていない従業員に関しても、当該従業員が払込方法を「事業主払込」にする変更手続をとり、中小事業主が「中小事業主掛金対象者登録届」を提出していただくことにより、途中から中小事業主掛金の拠出対象者となることができます。
- ・ 労使合意ができた場合、中小事業主から中小事業主掛金の拠出対象者全員に対して、次の内容を通知しなければなりません。
 - ① 中小事業主掛金の拠出を開始する年月
 - ② 1月～12月に納付する中小事業主掛金の合計額

[2.2](#)の最初へ / [トップ](#)へ

2.3 拠出対象者の同意

【中小事業主が行う準備等】

- 中小事業主掛金を拠出することについて、その拠出対象者から同意を取得します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 拠出対象者となる従業員全員の加入状況や加入意思を確認する必要があります。
- ・ iDeCo に加入したくない従業員がいる場合、加入は強制できません。

[トップへ](#)

2.4 届出書類の作成・提出

2.4.1 資格範囲を一定の資格(職種・勤続期間)で定めない場合

- 中小企業主掛金の拠出対象者の資格範囲を、一定の資格(職種・勤続期間)に基づいて定めない場合※の届出書類の作成・提出は次のとおりです。

※ iDeCo に加入している第1号厚生年金被保険者全員を拠出対象者とする場合です(原則的取扱い)。

【届出書類】

- 届出が必須の書類は、次の①～③となります。

- ① 中小事業主掛金納付開始届(様式 K-320)
- ② 中小事業主掛金対象者登録届(定額)(様式 K-321)
中小事業主掛金対象者登録届(月別)(様式 K-322)
定額、月別の有無に応じて選択
- ③ 証明書【一号】(様式 K-325)
証明書【二号】(様式 K-326)
のいずれか一方

(ポイントや留意事項等)

- ・ 中小事業主掛金は、拠出対象者全員が「同額」でなければなりません(原則的取扱い)。
- ・ ①から③までの届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)
- ・ ③は、中小事業主の資格があることの確認と、第1号厚生年金被保険者の過半数

代表者または労働組合を確認する書類です。

- ・ 記入にあたっては、記入要領をご参照ください。
- ・ 加入者掛金の納付がない月に中小事業主掛金を納付することはできません。中小事業主掛金の納付パターンを参照のうえ、ご検討ください。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/small_ownership_pattern.pdf)

【必要部数と送付状】

- ①から③まで全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。
- ・ 地方厚生(支)局では、中小事業主掛金納付制度を実施できる企業であるか等の確認をします。
- ・ 国民年金基金連合会では、中小事業主掛金納付制度を実施できる企業であるかの確認の他、中小事業主掛金と加入者掛金の総額が、5,000 円～23,000 円/月の範囲内であること等を確認します。

【提出期限】

- ご希望の開始予定年月の前月 20 日。
例) 令和 3 年 4 月分(5 月 26 日引落)から開始の場合は、3 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に提出を開始できないことがありますので、ご注意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016

東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F

アルティウスリンク株式会社内

国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[2.4.1](#)の最初へ / [トップ](#)へ

2. 4. 2 資格範囲を一定の職種で定める場合

- 中小事業主掛金の拠出対象者の資格範囲を、一定の職種に基づいて定める場合(例外的取扱い)の届出書類の作成・提出は次のとおりです。

【届出書類】

- **届出が必須の書類**は、次の①～⑤となります。
 - ① 中小事業主掛金納付開始届(様式 K-320)
 - ② 中小事業主掛金対象者登録届(定額) (様式 K-321)
中小事業主掛金対象者登録届(月別) (様式 K-322)
定額、月別の有無に応じて選択
 - ③ 証明書【一号】(様式 K-325)
証明書【二号】(様式 K-326)
のいずれか一方
 - ④ 資格別中小事業主掛金届(定額) (様式 K-323)
資格別中小事業主掛金届(月別) (様式 K-324)
定額、月別の有無に応じて選択
 - ④ 資格ごとの労働条件が規定されている労働協約「または労働組合」を追記しました。又は就業規則などの写し

(ポイントや留意事項等)

- ・ 中小事業主掛金は、職種ごとの同一資格内では、全員が「同額」でなければなりません。
- ・ さらに、中小事業主掛金の額を職種以外の資格※ごとに定める場合は、同一資格内で全員が「同額」でなければなりません。
 - ※ 「資格」は、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。
- ・ 届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)
- ・ ①と②は、中小事業主掛金の拠出を開始する年月や拠出対象者を確認する書類です。各拠出対象者の加入者掛金額と納付月を確認の上、記入する必要があります。
- ・ ③は、中小事業主の資格があることの確認と、第1号厚生年金被保険者の過半数代表者または労働組合を確認する書類です。
- ・ ④は、一定の勤続期間の範囲や資格ごとの掛金額を確認する書類です。

- ・ 記入にあたっては、記入要領をご参照ください。
- ・ 加入者掛金の納付がない月に中小事業主掛金を納付することはできません。中小事業主掛金の納付パターンを参照のうえ、ご検討ください。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/small_ownership_pattern.pdf)

【必要部数と送付状】

- ①から⑤まで全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。
- ・ 地方厚生(支)局では、中小事業主掛金納付制度を実施できる企業であるか等の確認をします。
- ・ 国民年金基金連合会では、中小事業主掛金納付制度を実施できる企業であるかの確認の他、中小事業主掛金と加入者掛金の総額が、5,000 円～23,000 円/月の範囲内であること等を確認します。

【提出期限】

- ご希望の開始予定年月の前月 20 日。
例) 令和 3 年 4 月分(5 月 26 日引落)から開始の場合は、3 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に提出を開始できないことがありますので、ご留意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016

東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F

アルティウスリンク株式会社内

国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[2. 4. 2](#)の最初へ / [トップ](#)へ

2. 4. 3 資格範囲を一定の勤続期間で定める場合

- 中小企業主掛金の拠出対象者の資格範囲を、一定の勤続期間に基づいて定める場合の届出書類の作成・提出は次のとおりです。

【届出書類】

- 届出が必須の書類は、次の①～④となります。
 - ① 中小事業主掛金納付開始届(様式 K-320)
 - ② 中小事業主掛金対象者登録届(定額) (様式 K-321)
中小事業主掛金対象者登録届(月別) (様式 K-322)
定額、月別の有無に応じて選択
 - ③ 証明書【一号】(様式 K-325)
証明書【二号】(様式 K-326)
のいずれか一方
 - ④ 資格別中小事業主掛金届(定額) (様式 K-323)
資格別中小事業主掛金届(月別) (様式 K-324)
定額、月別の有無に応じて選択

(ポイントや留意事項等)

- ・ 中小事業主掛金は、勤続期間ごとの同一資格内では、全員が「同額」でなければなりません。
- ・ さらに、中小事業主掛金の額を勤続期間以外の資格※ごとに定める場合は、同一資格内で全員が「同額」でなければなりません。
 - ※ 「資格」は、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。
- ・ ①から④までの届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)
- ・ ①と②は、中小事業主掛金の拠出を開始する年月や拠出対象者を確認する書類です。各拠出対象者の加入者掛金額と納付月を確認の上、記入する必要があります。
- ・ 加入者掛金の納付がない月に中小事業主掛金を納付することはできません。中小事業主掛金の納付パターンを参照のうえ、ご検討ください。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/small_ownership_pattern.pdf)
- ・ ③は、中小事業主の資格があることの確認と、第1号厚生年金被保険者の過半数代表者または労働組合を確認する書類です。
- ・ ④は、一定の勤続期間の範囲や資格ごとの掛金額を確認する書類です。
- ・ 記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

【必要部数と送付状】

- ①から④まで全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。
- ・ 地方厚生(支)局では、中小事業主掛金納付制度を実施できる企業であるか等の確認をします。
- ・ 国民年金基金連合会では、中小事業主掛金納付制度を実施できる企業であるかの確認の他、中小事業主掛金と加入者掛金の総額が、5,000 円～23,000 円/月の範囲内であること等を確認します。

【提出期限】

- ご希望の拠出開始予定年月の前月 20 日。
例) 令和3年4月分(5月26日引落)から開始の場合は、3月20日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を開始できないことがありますので、ご注意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016

東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F

アルティウスリンク株式会社内

国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[2.4.3の最初へ](#) / [トップへ](#)

3 iDeCo(イデコプラス)の開始

【中小事業主の確認事項】

- ① 初回の中小事業主掛金の引落前に、中小事業主あてに「中小事業主決定通知書 兼 引落予定のお知らせ」が届きます。この通知に各拠出対象者の引落予定額の明細が記載されています。間違いがないかご確認ください。

※毎月第7営業日頃発送します、開始月の翌月(初回納付月)の中旬に事業所に届きます。

- ② 中小事業主掛金の拠出対象者に、労使合意の際に通知した拠出開始年月と1月から12月に納付する中小事業主掛金の合計額にも間違いがないかご確認ください。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 国民年金基金連合会から事業主あてに次の通知が届きます。
 - ① 中小事業主決定通知書 兼 引落予定のお知らせ(初回のみ)
 - ② 掛金納付結果通知書 兼 掛金引落事前通知書(引落毎)
- ・ 中小事業主掛金と加入者掛金の総額が、23,000 円/月を超える場合、総額が23,000 円/月となるよう、国民年金基金連合会は、加入者掛金を自動的に引き下げます。
- ・ 加入者掛金を自動的に引き下げた場合、国民年金基金連合会から対象の加入者あてに次の通知が届きます。
 - 中小事業主掛金制度に伴う加入者掛金自動減額のお知らせ

[トップへ](#)

4 毎年1回の現況届

【中小事業主の確認事項】

- 中小事業主掛金納付制度を実施している事業主は、毎年1回、国民年金基金連合会から送付される案内に従い、地方厚生(支)局及び国民年金基金連合会に中小事業主の資格に関する現況について記載した次の書類を提出する必要があります。

- ・中小事業主の資格に関する現況について (様式 K-327)

- 提出時期等は、別途、国民年金基金連合会から送付される案内でお知らせします。所定の送付状を付けて期限までに提出してください。

(ポイントや留意事項等)

- ・ この現況届は、中小事業主掛金納付制度の実施要件を満たしているかを確認するために行うものです。
- ・ 「中小事業主の資格に関する現況について(様式 K-327)」とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

- (https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)

- ・ 中小事業主掛金納付制度の実施要件を満たしているかを確認するための現況届の提出と、拠出対象者個人の在籍状況や企業年金等の加入状況を証明するための現況届の提出は、別々に行います。
- ・ 拠出対象者個人の在籍状況や企業年金等の加入状況を証明するための現況届の内容は、iDeCo公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」をご参照ください。

- (https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)

[トップへ](#)

5 iDeCo+(イデコプラス)の変更手続き

- 次の5. 1から5. 6に該当するときは、その都度、地方厚生(支)局及び国民年金基金連合会にその内容を届け出る必要があります。
- また、5. 2、5. 4から5. 6は、従業員(使用する第1号厚生年金被保険者)の過半数で組織する労働組合又は、従業員の過半数を代表する従業員に同意(労使合意)を得る必要があります。詳細は、「2 iDeCo+(イデコプラス)の実施までの流れ」の「2. 1 導入の検討」および「2. 2 労使協議・合意」をご確認ください。
- なお、5. 3または5. 5の変更で新たに中小事業主掛金の拠出をする拠出対象者がいる場合は、その方からあらかじめ同意を得る必要があります。

5. 1 拠出対象者の氏名、性別、生年月日または基礎年金番号の変更

【届出書類】

- 届出が必要な書類は、次の書類となります。
 - ・ 中小事業主掛金変更(対象者情報変更)届 (様式 K-335)

(ポイントや留意事項等)

- ・ 主に次の場合が当てはまります。
 - 国民年金基金連合会に登録している拠出対象者の氏名に変更があったとき
 - 国民年金基金連合会に登録している拠出対象者の氏名、性別、生年月日、基礎年金番号に誤りがあり変更するとき
- ・ 書類と記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)
- ・ この届出とは別に、同じタイミングで従業員(iDeCo 加入者)ご本人様から変更事項に係る届出書(加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)(様式 K-032)等)を運営管理機関にご提出いただく必要があります。

【必要部数と送付状】

- 全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)

局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。

- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。

【提出期限】

- ご希望の変更適用予定年月の前月20日(変更初回引落予定月の前々月20日)。
例) 令和7年2月分(3月26日引落)から変更の場合は、1月20日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を変更できないことがありますので、ご注意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016

東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F

アルティウスリンク株式会社内

国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[5.1の最初へ](#) / [トップへ](#)

5.2 掛金の拠出タイミングの変更

【届出書類】

- 届出が必要な書類は、次の①～③となります。
 - ① 中小事業主掛金変更(額・資格変更)届 (様式 K-336)
 - ② 中小事業主掛金対象者登録届(定額) (様式 K-321)
中小事業主掛金対象者登録届(月別) (様式 K-322)
定額、月別の有無に応じて選択
 - ③ 証明書【一号】 (様式 K-325)
証明書【二号】 (様式 K-326)
のいずれか一方

(ポイントや留意事項等)

- ・ 主に次の場合が当てはまります。
 - 中小事業主掛金の納付月を変更したいとき
- ・ 届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)

- ・ 中小事業主掛金は、加入者掛金を納付する時期と同じ時期に納付する必要がありますので、月別(年単位) 拠出を行う加入者がいる場合は、月ごとに事業主掛金の納付合計額も異なります。
- ・ 中小事業主は、従業員の加入状況・加入者掛金額等を把握した上でご対応ください。中小事業主掛金の納付パターンを参照のうえ、ご検討ください。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/small_ownership_pattern.pdf)
- ・ 中小事業主掛金の納付月の変更は、当年 12 月～翌年 11 月(実際の納付月は 1 月～12 月)を1年とした期間を区分した期間内で1回のみです。

【必要部数と送付状】

- 届書は全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。

【提出期限】

- ご希望の変更予定年月の前月 20 日(変更初回引落予定月の前々月 20 日)。
例) 令和 3 年 4 月分(5 月 26 日引落)から変更の場合は、3 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を変更できないことがありますので、ご留意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016
東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F
アルティウスリンク株式会社内
国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[5. 2の最初へ](#) / [トップへ](#)

5. 3 拠出対象者の増減に伴う変更

【届出書類】

- 届出が必要な書類は、次のとおりとなります。

(1) 拠出対象者が増加した場合(追加)

①毎月定額拠出の場合

中小事業主掛金変更(対象者追加)届【定額】(様式 K-330)

②月別拠出の場合

中小事業主掛金変更(対象者追加)届【月別】(様式 K-331)

(2) 拠出対象者が減少した場合(削除)

・中小事業主掛金変更(対象者削除)届(様式 K-332)

※対象者の退職による削除の場合は下記書類も併せて提出が必要です。

退職者に係る掛金引落停止依頼書(様式 K-012)

(ポイントや留意事項等)

・主に次の場合が当てはまります。

《拠出対象が増加した場合(追加)》

- 新たに採用した従業員が、拠出対象者となることを希望したとき
- 導入当初、拠出対象者となることを希望しなかった従業員が、希望したとき

《拠出対象者が減少した場合(削除)》

- 拠出対象者が退職することとなったとき
 - 本人の都合により、拠出対象者とならないことを希望したとき
- ・届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)

- ・拠出対象者の増加による手続を行う場合は、該当拠出対象者からあらかじめ同意を得る必要があるとともに、次の内容を通知しなければなりません。
 - 中小事業主掛金の拠出を開始する年月
 - 1月～12月に納付する中小事業主掛金の合計額
- ・拠出対象者の減少による手続を行う場合は、該当拠出対象者に、次の内容を通知しなければなりません。
 - 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日
 - 中小事業主掛金を拠出しないこととなった理由

【必要部数と送付状】

- 全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。

【提出期限】

- ご希望の開始予定年月または停止予定月の前月 20 日(初回引落予定月または引落停止月の前々月 20 日)。
例) 令和 3 年 4 月分(5 月 26 日引落)から変更の場合は、3 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を変更できないことがありますので、ご留意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016
東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F
アルティウスリンク株式会社内
国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[5.3の最初へ](#) / [トップへ](#)

5.4 拠出対象者の中小事業主掛金の額の変更

- 既に定めている事業主掛金(資格や区分)に基づいて対象者個別の掛金額を変更したい場合。

【届出書類】

- 届出が必須の書類は、次の①②のいずれかの書類となります。
 - ① 毎月定額拠出の場合
中小事業主掛金変更(額変更)届【定額】(様式 K-333)
 - ② 月別拠出の場合
中小事業主掛金変更(額変更)届【月別】(様式 K-334)

(ポイントや留意事項等)

- ・ 中小事業主掛金の額の変更は、12 月～翌年 11 月の間に、1回のみ行うことができます。
- ・ 届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+

> iDeCo+届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)

- ・ 中小事業主から中小事業主掛金の変更対象者全員に対して、次の内容を通知しなければなりません。
 - ① 中小事業主掛金の拠出を変更する年月
 - ② 変更前後の1月～12月に納付する中小事業主掛金の合計額
 - ③ 中小事業主掛金の額を変更した理由
- ・ 中小事業主掛金と加入者掛金の合計額が月額 23,000 円を超える場合、合計額が月額 23,000 円となるように、加入者掛金を自動的に引き下げます。その場合、国民年金基金連合会から、該当する加入者あてに「中小事業主掛金制度に伴う加入者掛金自動減額のお知らせ」をお送りします。
- ・ 加入者掛金と中小事業主掛金の合計額が月額 5,000 円未満になる場合、該当する加入者は、iDeCo の加入要件である月額 5,000 円(最低掛金額)以上になるよう、加入者掛金額の変更手続きをとっていただく必要があります。事前に、中小事業主からも該当する加入者にご説明いただき、変更手続きをとるようお伝えください。
- ・ 変更手続きがない場合、中小事業主掛金を含めた掛金の引落が停止されます。その際は、国民年金基金連合会から、該当加入者あてに「中小事業主掛金制度に伴う掛金拠出一時停止のお知らせ」をお送りいたします。

【必要部数と送付状】

- 届書は全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。

【提出期限】

- ご希望の変更予定年月の前月 20 日(変更初回引落予定月の前々月 20 日)。
例)令和 3 年 4 月分(5 月 26 日引落)から変更の場合は、3 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を変更できないことがありますので、ご注意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016

東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F

アルティウスリンク株式会社内

国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[5.4の最初へ](#) / [トップへ](#)

5.5 資格の内容や範囲を変えずに事業主掛金額の変更

【届出書類】

○ **届出が必須の書類**は、(1)(2)いずれかのケースごとに書類が異なります。

(1) 資格無し(一定の資格を定めていない)の場合

① 中小事業主掛金変更(額・資格変更)届 (様式 K-336)

② 中小事業主掛金対象者登録届(定額) (様式 K-321)

中小事業主掛金対象者登録届(月別) (様式 K-322)

定額、月別の有無に応じて選択

③ 証明書【一号】 (様式 K-325)

証明書【二号】 (様式 K-326)

のいずれか一方

(2) 一定の資格・区分を定めている場合

① 中小事業主掛金変更(額・資格変更)届 (様式 K-336)

② 中小事業主掛金対象者登録届(定額) (様式 K-321)

中小事業主掛金対象者登録届(月別) (様式 K-322)

定額、月別の有無に応じて選択(なお変更後に事業主掛金額変更となる対象者がいない場合は提出不要となります)。

③ 資格別中小事業主掛金届(定額) (様式 K-323)

資格別中小事業主掛金届(月別) (様式 K-324)

定額、月別の有無に応じて選択

④ 証明書【一号】 (様式 K-325)

証明書【二号】 (様式 K-326)

のいずれか一方

(ポイントや留意事項等)

- ・ 中小事業主掛金の拠出対象者の資格範囲を一定の資格(職種・勤続期間)に基づいて定めていない場合、基本的に、拠出対象者全員が中小事業主掛金の額の変更の対象となります。
- ・ A. 中小事業主掛金の額を一定の資格(職種・勤続期間)以外の資格※ごとにあらたに定める場合や B. すでに定めている資格※ごとの中小事業主掛金の額を変更する場合、同一資格内では同一の中小事業主掛金額とする必要があります。また、特定の者について不当に差別的なものであってはなりません。
 - ※ 「資格」は、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。
- ・ 主に次の場合が当てはまります。「一定の資格(職種・勤続期間)」の詳細は、[2. 1](#)をご確認ください。
 - 中小事業主掛金の額を、一定の資格(職種・勤続期間)の中で、職種・勤続期間ごとまたはそれ以外の資格ごとに、新たに定めるとき
 - 中小事業主掛金の額を、一定の資格(職種・勤続期間)の中で、すべて同じ額にするとき
 - 中小事業主掛金の額を、一定の資格(職種・勤続期間)の中で、職種・勤続期間以外の資格ごとに定めるとき、または、すでに定めている額を変更するとき
- ・ 一定の資格(職種・勤続期間)の中の、職種・勤続期間ごとまたはそれ以外の資格ごとの同一資格内の中小事業主掛金の額は、「同額」でなければなりません。また、特定の者について不当に差別的なものであってはなりません。[2. 1の【検討事項 5】](#)をご確認ください。
- ・ 中小事業主掛金の額の変更は、12月～翌年11月の間に、1回のみ行うことができます。その際、従業員(第1号厚生年金被保険者)の過半数で組織する労働組合または従業員の過半数を代表する従業員の同意(労使合意)を得る必要があります。詳細は、[2. 2](#)をご確認ください。
- ・ ①から⑤の届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。

(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)
- ・ 中小事業主から中小事業主掛金の変更対象者全員に対して、次の内容を通知しなければなりません。
 - ① 中小事業主掛金の拠出を変更する年月
 - ② 変更前後の1月～12月に納付する中小事業主掛金の合計額
 - ③ 中小事業主掛金の額を変更した理由

【必要部数と送付状】

- 全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

（ポイントや留意事項等）

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。

【提出期限】

- ご希望の変更予定年月の前月 20 日(変更初回引落予定月の前々月 20 日)。
例) 令和 3 年 4 月分(5 月 26 日引落)から変更の場合は、3 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を変更できないことがありますので、ご注意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016
東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F
アルティウスリンク株式会社内
国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[5.5の最初へ](#) / [トップへ](#)

5.6 一定の資格(職種・勤続期間)で定める資格範囲の新設・変更

【届出書類】

- 届出が必須の書類は、次の①～⑤となります。
 - ① 中小事業主掛金変更(額・資格変更)届 (様式 K-336)
 - ② 中小事業主掛金対象者登録届(定額) (様式 K-321)
中小事業主掛金対象者登録届(月別) (様式 K-322)
定額、月別の有無に応じて選択(なお変更後に事業主掛金額変更となる対象者がいない場合は提出不要となります)。
 - ③ 資格別中小事業主掛金届(定額) (様式 K-323)
資格別中小事業主掛金届(月別) (様式 K-324)
定額、月別の有無に応じて選択

- ④ 証明書【一号】（様式 K-325）
証明書【二号】（様式 K-326）
のいずれか一方
- ⑤ 資格ごとの労働条件が規定されている労働協約又は就業規則などの写し
※勤続期間のみの条件の場合は不要となります。

（ポイントや留意事項等）

- ・ 主に次の場合が当てはまります。「一定の資格（職種、勤続期間）」の詳細は、[2. 1](#)をご確認ください。
 - 一定の資格（職種、勤続期間）に基づいて、新たに、中小事業主掛金の拠出対象者の資格範囲を定めるとき
 - 定めている一定の資格（職種、勤続期間）の範囲を変更するとき
 - 定めている一定の資格（職種、勤続期間）を廃止するとき
- ・ 届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo + > iDeCo + 届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)
- ・ 一定の資格範囲の変更に伴い、拠出対象者の人数が増減する場合は、[5. 3の届出書類](#)も必要になります。詳細は[5. 3](#)をご確認ください。

【必要部数と送付状】

- ①から④まで(必要に応じて⑤)を全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

（ポイントや留意事項等）

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。

【提出期限】

- ご希望の変更予定年月の前月 20 日(変更初回引落予定月の前々月 20 日)。
例)令和 3 年 4 月分(5 月 26 日引落)から変更の場合は、3 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に拠出を変更できないことがありますので、ご注意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016

東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F

アルティウスリンク株式会社内

国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[5.6の最初へ](#) / [トップへ](#)

6 iDeCo+ (イデコプラス) の終了手続き

- iDeCo+ (イデコプラス) を終了するときは、地方厚生(支)局及び国民年金基金連合会にその内容を届け出る必要があります。詳細は [2.1](#) をご確認ください。
- iDeCo+ (イデコプラス) の終了にあたっては、従業員(第1号厚生年金被保険者)の過半数で組織する労働組合または従業員の過半数を代表する従業員に同意(労使合意)を得る必要があります。詳細は [2.2](#) をご確認ください。

【届出書類】

- **届出が必要な書類** は、次の①～②となります。

- ① 中小事業主掛金納付 終了届 (様式 K-337)
- ② 証明書【一号】 (様式 K-325)
証明書【二号】 (様式 K-326)
のいずれか一方

(ポイントや留意事項等)

- ・ 主に次の場合が当てはまります。
 - 従業員(第1号厚生年金被保険者)が 300 人を超えたとき
 - 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金のいずれを実施することとなったとき
 - 中小事業主の都合(事業を廃止する場合を含む)により、中小事業主掛金納付制度を取りやめるとき
- ・ ①から②の届出書類とその記入要領や所定の送付状の様式は、iDeCo 公式サイト「iDeCo+ > iDeCo+届出様式」に掲載しております。記入にあたっては、記入要領をご参照ください。
(https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/#Small_business_owner)
- ・ iDeCo+ (イデコプラス) を終了する際は、拠出が終了する対象者に対し、次の内容を通知する必要があります。
 - ① 中小事業主掛金の拠出を終了する年月
 - ② 中小事業主掛金を拠出しないこととなった理由
- ・ iDeCo+ (イデコプラス) を終了することにより、加入者掛金が月額 5,000 円未満になる場合、該当する加入者は iDeCo の加入要件である月額 5,000 円(最低掛金額)以上になるように加入者掛金額の変更手続きをとっていただく必要があります。事前に、中小事業主からも該当する加入者にご説明いただき、変更手続きをとるようお伝えください。
- ・ 変更手続きがない場合、加入者掛金の引落が停止されます。その際は、国民年金基金連合会から、該当する加入者あてに「中小事業主掛金制度に伴う掛金拠出—

時停止のお知らせ」をお送りいたします。

【必要部数と送付状】

- 全て2部ずつご用意ください。
- 所定の送付状を添付して、上記届出書類を提出します。

(ポイントや留意事項等)

- ・ 2部ご用意いただき、所定の送付状を付けて送付してください。1部は地方厚生(支)局用、もう1部は国民年金基金連合会用になります。
- ・ 地方厚生(支)局用は、国民年金基金連合会経由で送付させていただきますので、2部とも国民年金基金連合会あてにお送りください。

【提出期限】

- ご希望の抛止予定年月の前月 20 日(引落停止月の前々月 20 日)。
例) 令和 7 年 2 月分(3 月 26 日引落)から終了の場合は、1 月 20 日迄に提出
- 届出事項や添付資料に不備や不足がある場合、ご希望の予定年月に抛止を変更できないことがありますので、ご注意ください。

【提出先(送付先)】

〒135-0016

東京都江東区東陽2-4-2 新宮ビルB1F

アルティウスリンク株式会社内

国民年金基金連合会 中小事業主掛金担当者あて

[6の最初へ](#) / [トップへ](#)